平成 24 年 6 月 12 日

各　　位

会　社　名　株式会社　やまや
代表者の役職名　代表取締役社長 社長執行役員　山内英靖
（コード番号　９９９４　東証第一部）
問い合わせ先　執行役員社長室長　久野朋美
Ｔ　Ｅ　Ｌ　（０２２）７４２－３１１５（直通）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年６月28日開催予定の第42期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

(1) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第 194 条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、「単元未満株式の買増し」の規定を新設するとともに、併せて規定整備のため所要の変更を行うものであります。

(2) 会社法第 329 条第 2 項の定めに基づき補欠の監査役を選任する場合、その選任決議の有効期間並びに補欠として選任された監査役の任期を定めるため、現行定款第 32 条について、所要の変更を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりでございます。　（下線は変更箇所を示しています。）

現行定款	変更案
第７条 当会社の単位未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使できない。	第７条　（単元未満株の権利制限） 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第１８９条２項各号に掲げる権利 （２）取得請求権付株式の取得を請求する権利 （３）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利	（１）、（２）、（３）（　現行どおり　）
（　新　　設　）	（４）次条に定める請求をする権利
（　新　　設　）	第８条（単元未満株式の買増し） 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
第３２条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第３２条　（監査役の任期） （　現行どおり　）
２.任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（　現行どおり　）
（　新　　設　）	３．補欠監査役の予選決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
（　新　　設　）	４.前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期満了までとする。ただし、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を越えることはできない。

３．単元未満株式の買増制度について

(1) １単元に満たない株式をご所有の株主様は、市場価格（当社の株主名簿管理人に請求書が到着した日の当社株式の終値）で、単元株式(100 株)にするために必要な株数を当社からご購入（買増請求）いただくことが可能になります。

（例）現在所有している当社株式が「10 株」の場合、買増制度により「90 株」を買増し、単元株式である「100株」とすることができます。

(2) 単元未満株式の買増制度開始日

平成 24 年 6 月 29 日（金）

(3) 単元未満株式の買増制度導入の条件

平成24 年6 月28 日開催予定の当社第42回定時株主総会において、定款の一部変更が承認されることを条件としております。

以 上